

1 . 平成 1 6 年度簡易型建設副産物実態調査の概要

平成 1 6 年度簡易型建設副産物実態調査（以下、「平成 1 6 年度簡易センサス」という）について、次に概要を示す。

1 . 1 調査の目的

全産業廃棄物の排出量の約 2 割を占める建設廃棄物のリサイクルの状況は、土木系廃棄物で 9 5 %、建築系廃棄物で 8 6 %、全体で 9 2 %となっており、平成 7 年度の 5 8 %、平成 1 2 年度の 8 5 %から上昇傾向を示している（平成 1 4 年度建設副産物実態調査より）。

しかしながら、建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約 3 割を占め、一部では不法投棄等の不適正処理も行われている。このような課題を踏まえ、平成 1 2 年に『建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律』（以下、「建設リサイクル法」という。）が制定され、平成 1 4 年 5 月 3 0 日より完全施行されたところである。

国土交通省では、建設副産物処理の実態を把握するために「建設副産物実態調査」を平成 2 年度の第 1 回調査以降、基本的に 5 年間隔で大規模な調査を実施してきている。その調査結果等より、平成 1 4 年 5 月に建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた『建設リサイクル推進計画 2 0 0 2』を策定している。

建設副産物対策近畿地方連絡協議会（事務局：近畿地方整備局）では、『建設リサイクル推進計画 2 0 0 2』の策定を受け、平成 1 4 年 1 2 月に『建設リサイクル推進計画 2 0 0 2（近畿地方版）』を策定し、近畿地方における建設リサイクル推進に関する目標・具体的施策を定めたところである。

今後も、建設副産物の実態に関するデータの蓄積の必要、また、リサイクルの進捗状況を把握し、状況の変化に応じた制度の見直しや新たな対策の検討等をおこなっていく必要があるが、平成 2 年度、7 年度、1 2 年度及び 1 4 年度と同規模の調査を毎年度行うことは困難である。よって、建設副産物対策近畿地方連絡協議会では、建設リサイクルの状況を比較的短時間で把握でき、かつ調査の負担がかからない手法として、平成 1 6 年度は協議会構成の公共機関が発注した工事を対象に、搬出先調査のみを実施した。

表 1 . 1 - 1 建設副産物実態調査の実施年度（調査対象工事年度）

	平成 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
総量調査															
搬出先調査															
施設調査															

注）調査内容

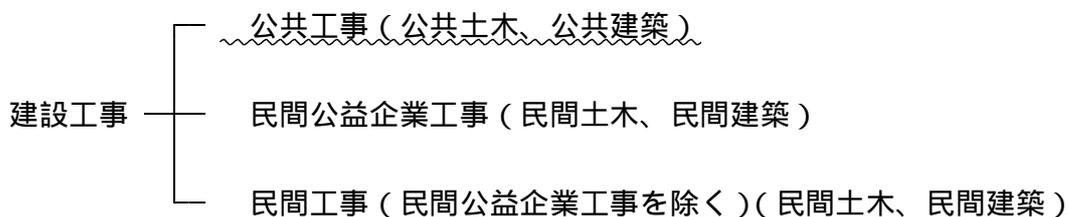
総量調査 : 建設副産物の搬出総量、資材利用総量の把握

搬出先調査 : 再生資源の利用率の把握、搬出先実態の把握

施設調査 : 施設立地状況の把握、施設からの搬出先調査

(2) 工事区分

平成16年度簡易センサスは、公共工事（公共土木、公共建築）に対してのみ行う。
民間公益企業発注工事、民間工事（民間公益企業発注工事を除く）に対しては調査は実施しない。



注）民間公益企業：電力、ガス、電信電話、鉄道の各社

1.2 搬出先調査

(1) 調査の位置づけ

発注機関別、工事施工場所別の建設資材のうち再生資材の割合・供給元、建設副産物の再利用の割合・搬出先をサンプル調査により調べる。

(2) 調査方法

各調査項目を把握する方法は、「ラージリサイクル法」による「実施書」と同様の内容の調査票により元請け施工会社を対象に調査することを基本とする。

ただし、「実施書」で調査される品目は、指定4品目（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）のみであるが、その他の建設汚泥、建設混合廃棄物等についても、工事元請け業者に記入していただくものとする。

また、「建設リサイクル法」の特定建設資材、及び特定建設資材廃棄物に対応した品目についてもあわせて記入していただくものとする。

表1.2-1 搬出先調査の対象品目

搬入する建設資材	搬出する建設副産物
<ul style="list-style-type: none">・コンクリート・コンクリート及び鉄から成る建設資材・木材・アスファルト混合物・土砂・碎石	<ul style="list-style-type: none">・コンクリート塊・建設発生木材(木材が廃棄物となったもの)・アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材(伐木材、除根材など)・建設汚泥・建設混合廃棄物・金属くず・廃プラスチック・紙くず・アスベスト(飛散性)・建設発生土

(3) 調査対象者と対象工事

調査対象者は工事の元請け施工会社を基本とする。

調査対象工事の期間は、平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間）に近畿地方で完成した公共建設工事を対象とする。したがって、平成15年度以前に着工した工事であっても、平成16年度に完成した工事は対象になる。また、平成16年度に着工した工事であっても、平成17年度以降に完成する工事は対象とならない。記入する数量は原則として着工から完成までの工期中の全量を対象とする。

対象工事は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「ラージリサイクル法」という）で定められた一定規模以上の工事である。ただし、国交省直轄工事については、建設資材の利用量の大小や有無及び、建設副産物発生量・搬出量の大小や有無に関わらず請負金額100万円以上の全ての工事を対象とする。

(4) 調査項目

1件工事ごとの調査項目は、次のとおりとする。

工事概要

工事発注機関、工事請負会社、工事名、最終工事請負金額、延床面積（建築工事の場合のみ）、工事施工場所、工期等

建設資材利用実績

特定建設資材、その他の建設資材の利用実績、再生資源利用実績、再生資源の利用率、再生資源の供給元等

特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物

その他の建設資材：土砂、碎石、その他の再生資材

建設副産物搬出実績

建設副産物（特定建設資材廃棄物、建設資材廃棄物、建設発生土）の発生量、現場内利用・減量化状況、場外搬出状況、再資源化施設への搬出状況、最終処分場等への搬出状況、運搬距離等

特定建設資材廃棄物：コンクリート塊、建設発生木材（木材が廃棄物になったもの）、アスファルト・コンクリート塊

建設資材廃棄物：建設発生木材（伐木材、除根材など）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散性）

2. 平成16年度簡易型センサス結果（単純推計値）

2.1 平成16年度簡易型センサス結果

平成16年度簡易センサス結果について、とりまとめた。

平成14年12月に策定した「建設リサイクル推進計画2002（近畿地方版）」（以下、「推進計画2002」という）では、各品目におけるリサイクルの目標値を定めている。そのリサイクル目標値は、平成17年度及び平成22年度実態調査の民間工事も含めた拡大推計値であり、今回公共工事を対象に実施した平成16年度簡易センサス結果と単純に比較することができないが、公共工事におけるリサイクルの進捗状況を把握するために比較を行った。

表2.1-1 推進計画2002進捗状況

		福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	近畿地方	H17年度	<参考> H22年度
建設副産物	建設廃棄物全体	96	99	98	93	98	95	95	95	88%	91%
	アスファルト・コンクリート塊	99	100	99	100	99	97	100	99	99%以上	99%以上
	コンクリート塊	95	100	98	100	98	92	100	98	98%以上	98%以上
	建設発生木材 (再資源化等率)	88	98	91	98	95	97	95	95	90%	95%
	建設発生木材 (再資源化率)	78	85	75	93	72	88	79	82	60%	65%
	建設汚泥	71	97	93	85	83	94	85	87	60%	75%
	建設混合廃棄物	H16実態調査は、単純集計のため排出量を算出していない。								H12年度排出量に 対して25%削減	H12年度排出量に 対して50%削減
	建設発生土 (現場内利用含む)	86	92	80	75	37	85	86	67	75%	90%

注1：平成16年度の単純集計値

注2：建設発生木材については、伐木材、除根材等を含む数値。

注3：再資源化等率が、99.5%以上については四捨五入の関係により100%と表示している。

【各建設廃棄物の再資源化率及び再資源化等率の算出方法】

・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊：

$$\text{再資源化率} = (\text{再使用量} + \text{再生利用量}) / \text{排出量}$$

・建設汚泥：

$$\text{再資源化等率} = (\text{再使用量} + \text{再生利用量} + \text{脱水等の減量化量}) / \text{排出量}$$

・建設発生木材（縮減含む）：

$$\text{再資源化等率} = (\text{再使用量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} + \text{焼却による減量化量}) / \text{排出量}$$

・建設発生木材（縮減除く）：

$$\text{再資源化率} = (\text{再使用量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量}) / \text{排出量}$$

「推進計画2002」で掲げている平成17年度及び平成22年度のリサイクル目標値に対する平成16年度簡易センサス結果の達成状況は、次のとおりである。

表2.1-2 推進計画2002達成状況

		H16実態調査	H17年度 目標値		<参考>H22年度 目標値	
建設 副 産 物	建設廃棄物全体	95%	達成	88%	達成	91%
	アスファルト ・コンクリート塊	99%	達成	99%以上	達成	99%以上
	コンクリート塊	98%	達成	98%以上	達成	98%以上
	建設発生木材 (再資源化等率)	95%	達成	90%	達成	95%
	建設発生木材 (再資源化率)	82%	達成	60%	達成	65%
	建設汚泥	87%	達成	60%	達成	75%
	建設混合廃棄物	排出量不明	-	H12年度排出量に 対して25%削減	-	H12年度排出量に 対して50%削減
	建設発生土 (現場内利用含む)	67%	未達成	75%	未達成	90%

「推進計画2002」で定めた平成17年度目標値に対して、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設廃棄物合計は、リサイクル目標を達成している。

また、建設混合廃棄物のリサイクル目標は、平成12年度排出量に対しての削減量であり、今回の平成16年度簡易センサスでは排出量を推計していないため、達成状況を把握することができない。

なお、平成16年度簡易センサスでは、公共工事を調査対象としているため、次の点について注意が必要である。

- ・民間工事（民間公益工事を含む）について把握していないこと
- ・単純集計であること（全体量の推計を行っていない）

2.2 過年度調査との比較

これまで国土交通省は、平成7年度、平成12年度、平成14年度とそれぞれ全国規模の建設副産物実態調査を行ってきた。上記の年度以外においても、建設副産物対策近畿地方連絡協議会では、公共工事を対象とした簡易センサスを行ってきた。

ここでは、近年行った過年度実態調査（平成13年度、平成14年度、平成15年度）の単純集計と今回行った平成16年度簡易センサス結果（単純集計）との比較を行った。

2.2.1 回収工事件数の推移

回収工事件数について、発注機関別の推移をとりまとめた。

「H16実態調査」の回収工事件数について、とりまとめた。「H16実態調査」の回収工事件数は、H14実態調査及びH15実態調査より減少しており、H13実態調査と同程度であった。

なお、H14実態調査は、民間工事も含めた全国規模で行う実態調査であるため、回収工事件数が特に多くなっている。

表2.2-1 発注機関別回収工事件数

	H13	H14	H15	H16
国	1,139	1,164	1,242	953
公団・事業団	493	363	753	219
府県	6,312	9,042	8,514	4,834
政令市	2,823	2,676	3,062	2,672
その他市町村	6,400	12,469	11,751	7,686
公共土木計	17,167	25,714	25,322	16,364
民間土木	11	545	-	-
建築	871	5,344	2,625	1,696
合計	18,049	31,603	27,947	18,060

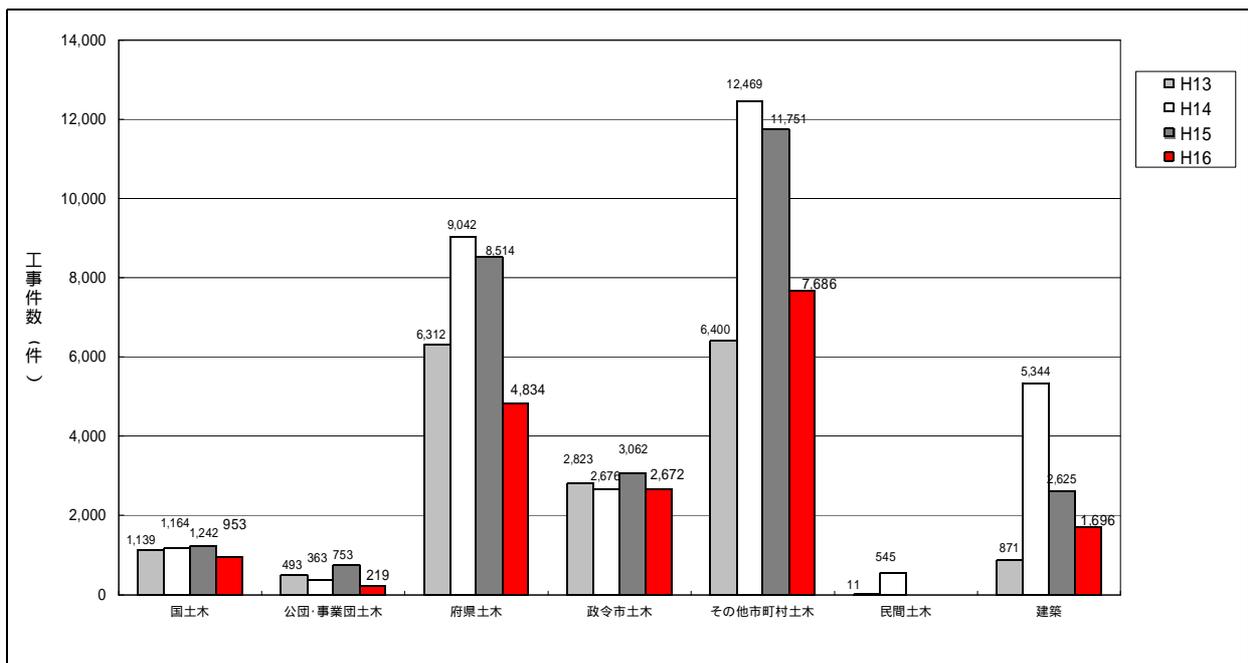


図2.2-1 発注機関別工事回収件数

続いて、工事場所別の回収工事件数について、とりまとめた。

「H16実態調査」では、大阪府で施工された工事が最も多く、6,280件（34.8%）となっており、福井県（3,970件）、京都府（2,917件）と続いている。

H14実態調査、H15実態調査と比較すると、いずれの府県においても回収工事件数は、減少傾向にある。特に和歌山県では急減している。

表 2.2-2 工事場所別回収工事件数

	H13	H14	H15	H16
福井県	4,131	5,083	4,412	3,970
滋賀県	793	2,177	1,735	1,349
京都府	3,660	4,628	3,618	2,917
大阪府	3,774	8,457	7,609	6,280
兵庫県	1,177	5,534	5,326	1,825
奈良県	1,237	1,675	1,338	952
和歌山県	3,277	4,049	3,909	767
合計	18,049	31,603	27,947	18,060

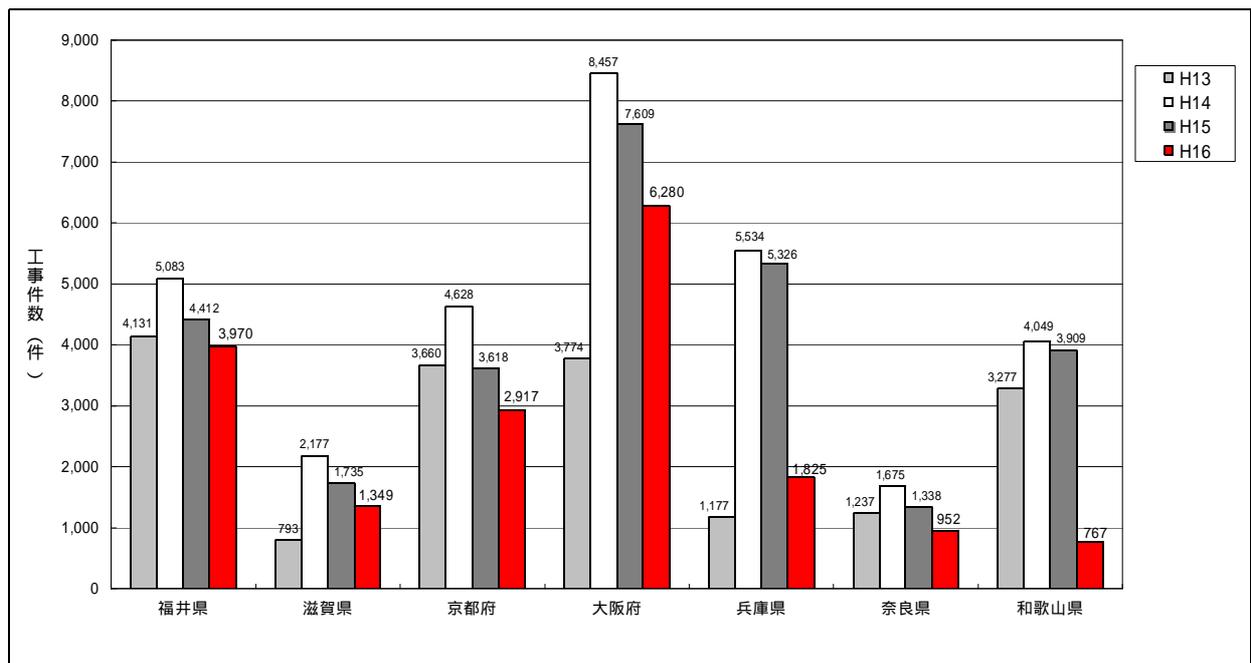


図 2.2-2 工事場所別工事回収件数